

基本方針	目的	事業 番号	事業名	事業内容	区分	対象
ごみの発生抑制・減量化の推進(リデュース)	ごみの発生抑制・減量化	1-1	生ごみ処理機貸出及び購入補助事業	生ごみ処理機の無料貸出しを行い、処理機の購入を促進するとともに、処理機の購入に補助金を交付し、生ごみの排出量を抑制する。	拡充	市民
ごみの発生抑制・減量化の推進(リデュース)	ごみの発生抑制・減量化	1-4	ごみの発生抑制・減量化に関する事業者への啓発	環境課に登録された「環境にやさしい事業所」に対し、事業者のごみ発生抑制・減量化への更なる自主的取組みを依頼する。	継続	事業者
ごみの発生抑制・減量化の推進	ごみの発生抑制・減量化	1-6	指定ごみ袋の金額の再検討	平成31年10月(予定)からの消費税の増税に際し、有料指定ごみ袋等、処理に要する市民負担について検討する。	検討	市民
ごみの発生抑制・減量化の推進(リデュース)	ごみの発生抑制・減量化	1-6	離島生ごみ島内処理の推進	離島のごみ収集は、交通の影響等により、収集・運搬の効率が低い。そこで可能ごみの多くを占める生ごみの堆肥化に取り組み、排出量を抑制するとともに、収集・運搬の効率化を図りたい。 また、離島においても、再稼働を要請し、排出量を抑制したい。	継続	市民
ごみの分別と資源化の推進(リユース・リサイクル)	ごみの分別の徹底	2-1	ごみの発生抑制・減量化に関する市民への啓発	ごみの分別等を掲載した「ごみ収集カレンダー」を作成し、全世帯に配布するとともに、情報をホームページ等多様な媒体で提供し、分別を徹底することにより資源化率の向上に努め、排出量を抑制したい。 コミュニティや自治会、小学校等を対象とした処理施設の見学や出前講座等を積極的に展開し、市民啓発を促すことにより、ごみの分別と資源化を推進し排出量を抑制したい。 スマートフォン対応のごみアプリの作成し、配信する。	拡充	市民
ごみの分別と資源化の推進(リユース・リサイクル)	資源化の推進	2-5	使用済小型電子機器の資源回収	使用済小型電子機器の収集は、全コミュニティセンター及び学校等に回収ボックスを設置し回収するとともに、粗大ごみの内、対象品目を併せて収集している。また、平成28年より国の指定事業者と協賛契約を締結し、有償で排出している。今後は回収ボックス設置場所を未設置の公共施設や、民間施設等に拡充するとともに、地域でのイベント等行事に参加してのイベント収集にも取り組み、資源化率を向上し、ごみの減量化に努めたい。	継続	市民
ごみの分別と資源化の推進(リユース・リサイクル)	資源化の推進	2-6	収集資源物の品質向上	平成28年度からペットボトルのラベル・キャップを除去したうえで収集する等、資源物の品質向上に努めているが未だ徹底しておらず、今後は市民に対する周知を多様な媒体を用い、積極的に実施したい。	継続	市民
ごみの分別と資源化の推進(リユース・リサイクル)	資源ごみの持ち寄り防止	2-7	効果的な持ち寄り防止策の検討	平成28年度に持ち寄り防止のための条例を定めるとともに、早期/パトロールを実施し、併せて市民に対して資源ごみの排出の徹底などの啓発を行う。	継続	市民
環境負荷が小さいごみの適正処理の推進	ごみステーションの管理	3-1	ステーション数の抑制等	ステーション数は一貫して増加する傾向にあり、このことは収集効率の低下、及び収集コストの増加を招いている。そこで、運営自治会等地域組織と協働し、ステーションの設置条件等を見直すとともに、比較的小規模なステーションの統合、また、ステーション設置主体の移管等検討し、ステーション数の抑制対策に取り組む。 また、旧丸亀区域においては、資源物収集資材を前日に配布し、翌日に収集しているが、このことも収集効率の低下、収集コストの増加を招いていることから、運営自治会等地域組織と協働し、ステーションでの保管を推進する。 ごみステーションの設置等に関する要綱を整備する。	拡充	市民
環境負荷が小さいごみの適正処理の推進	ごみステーションの管理	3-2	ステーションの清潔の保持	動物に害を及ぼされるステーション等に、ネットでの保護やごみ出し時間の徹底等の指導を行う。また、収集時の清掃等ステーションを清潔に保つ。	継続	市民
環境負荷が小さいごみの適正処理の推進	資源化の促進	3-4	資源化の促進による環境負荷の軽減	不燃ごみであった蛍光灯、電池、温度計(水銀式)を資源化し、リサイクルすることにより、資源の保全に努めるとともに、水銀等による処理場の環境汚染を防止する。	継続	市民
環境負荷が小さいごみの適正処理の推進	収集区域の再編	3-6	収集区域の再編による収集作業の合理化	収集区域を再編することにより、収集作業の効率化を図るとともに、収集区域によって均一となっていない収集サービスの平準化を図る。	継続	市民
計画推進・管理体制の確立	廃棄物減量等推進審議会による評価	4-1	定期的な審議会の開催	毎年度末頃に当該年度の事業報告と翌年度の実施計画等を協議し、施策の進行管理を行う。また、年度途中でも新たな事業や、重要な課題等については随時に審議会を開催し審議する。	継続	審議会 委員
その他	クリーン課が行う事業に関する啓発	5-1-1	施設見学や職場体験等の受入れ	中学生の職場体験やインターンシップの受入れ、また工場等での集積期に、勤務意欲の高い社会的弱者等を優先的に随時職員等として雇用する等、率先して社会的貢献を果たす。	継続	市民
その他	クリーン課が行う事業に関する啓発	5-1-2	小学校社会科副読本の発行	学校教育を通じて正しいごみの出し方やごみの減量・資源化の重要性の認識を高めるため、小学校社会科副読本の発行を予定し、副読本の発行を行う。	継続	小学校 4年生
その他	不法投棄の防止	6-3	ごみ減量等推進員等と協働して、効果的な不法投棄防止策の検討・パトロールの強化	不法投棄の多発する場所等に対する重点的なパトロール等、効果的な不法投棄防止策を講じ、不法投棄の防止に努める。また、投棄物を調査し、悪質なケースは警察と連携して対応する。 不法投棄マップを作成し、ごみ減量等推進員等に配布し啓発活動を進める。	継続	